

## 基本計画部会

### 第2ワーキンググループ 報告書

(国民経済計算関係部分のみの抜粋)

阿部 正浩  
岩本 康志  
大守 隆  
岡室 博之  
黒田 昌裕  
田辺 孝二  
富浦 英一  
中村 洋一  
野村 浩二  
櫛 浩一  
◎舟岡 史雄  
三輪 芳朗  
門間 一夫  
山澤 成康  
吉岡 完治

(◎：座長)

平成20年8月

(中略)

## 2. 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化

新しい統計法において、加工統計である国民経済計算は基幹統計として明記されている。その意味するところは、国民経済計算作成のための基礎となる一次統計との整合性を高め、精度の高い推計値の公表を目指すことに他ならない。加工統計と一次統計の有機的な連携のためには、加工統計構築のために必要な基礎統計整備の検討という視点とともに、それを可能とするような加工統計体系の構造的検討もまた重要である。さらに、93SNA をベースとする国連基準への速やかな対応も日本の国民経済計算にとって喫緊の課題である。

本節では、こうした問題意識のもと、5年毎の基準年次推計、毎年の年次推計、そして四半期推計の順に国民経済計算改善のための方策について検討を加える。また広義の日本の国民経済計算体系として、産業連関表（基本表）、国際収支表、「民間企業資本ストック」などを含んだ、より包括的な体系（注）における構造、概念、分類体系及び計数における内部整合性の確保も重要な問題意識として捉えられている。統計委員会国民経済計算部会において、広義の国民経済計算体系の整合性確保を図るための調査審議を行うこととする。

（注）社会会計の体系としてのSNA自体と、これに準拠して構築される作成基準体系及びその推計値・統計との区別を明確にするため、日本の国民経済計算体系をJSNA、そのうち年次推計（Annual National Accounts）をJSNA-ANA、四半期推計（Quarterly National Accounts）をJSNA-QNAと表章する。なお本報告書では、日本の慣習によりJSNA-QNAはQE（Quarterly Estimates）とも呼称されている。

### （1）国民経済計算の推計枠組みに関する諸課題

#### ➤ 産業連関表（基本表）を含む国民経済計算体系における連携の強化

##### 【基本的な考え方】

- 産業連関表（基本表）に関する専門的見地からの検討は、これまで産業連関技術委員会（産業連関部局長会議決定に基づき設置されている技術的助言を行う機関）が担って来た。しかし体系としてより整合的な公的統計の整備を行うためには、加工統計と一次統計、或いは加工統計相互（「国民経済計算年報」と「産業連関表（基本表）」など）の一層の連携を図るための検討を行うことが不可欠である。

##### 【具体的な対応】

- 上記の加工統計と一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表専門委員会（仮称）を設置し、狭義の国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う（平成21年度中に設置する）。

➤ 国際基準への対応

【基本的な考え方】

- 広義の国民経済計算において、国際的な比較可能性は極めて重要である。そうした観点から、国際連合の新しい基準として採択が予定されている 93SNA の改定への対応を含め、68SNA および 93SNA から未だ対応していない課題、整備していない勘定について、早期に対応することが重要である。

【具体的な対応】

- 内閣府は、固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）につき、改訂される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る（平成 17 年基準改定時）。産業連関表（基本表）作成府省は、産業連関表（基本表）についても、その推計値に基づき導入を行う（平成 22 年表作成時）。
- 内閣府は、FISIM（間接的に計測される金融サービス）（現在は参考系列）につき、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する（平成 17 年基準改定時）。
- 内閣府は、自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う（平成 17 年基準改定時）。
- 内閣府は、一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題の指摘されている現行推計の改訂を行う（平成 17 年基準改定時）。
- 内閣府及び産業連関表（基本表）作成府省は、公的部門の分類について、総務省をはじめとする関係府省等の協力を得て、93SNA の改定で示された判断基準に即して分類・格付けを見直すとともに、統一化を図る（平成 17 年基準改定、平成 22 年表作成時）。
- 内閣府は、国民経済計算における制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて検討を行う（平成 22 年基準改定時における導入を目指す）。
- 内閣府は、国民経済計算において、93SNA の改定について可能な限り早期に対応する（平成 22 年基準改定を待たずとも、可能なものから年次改定において対応）。

➤ 分類体系のあり方

【基本的な考え方】

- 日本標準産業分類および日本標準商品分類の改定にあたっては、国際産業分類（ISIC）および中央生産物分類（CPC）などとの整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保することが望まれる。
- 産業分類および商品（生産物）分類は、各種経済統計の基準としてきわめて重要である。したがって、分類体系は、経済統計に関する基本計画の内容と整合的でなければならない。

【具体的な対応】

- 上記の考え方にに基づき、総務省政策統括官（統計基準担当）は、各種分類体系の改

定に当たっては、一次統計から加工統計までの経済統計の体系的整備に係る基本計画との整合性について十分留意しなければならない。

## (2) 国民経済計算の基準年次推計に関する諸課題

### ➤ 産業連関表（基本表）との整合性確保

#### 【基本的な考え方】

- 国民経済計算の基準年次推計のベンチマークとなる使用表（U表）は、商品×商品表（X表）である現在の産業連関表（基本表）を所与とした上で、一定の仮定を置いて作成するという二段階推計を行っているため、バイアスが生じている可能性がある。国民経済計算と産業連関表（基本表）が共通の基盤に立ち、整合性の確保を図ることが適切。

#### 【具体的な対応】

- 国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成部局は、詳細な使用・供給表とX表からなる体系（SUT/IOT）に移行することについて検討する（平成21年度から開始）。

### ➤ 制度部門・産業別クロス・ベンチマーク推計の実施

#### 【基本的な考え方】

- 我が国の国民経済計算において整備されていない所得面からのGDP推計などを行うためには、付加価値における個人企業と法人企業の区別が重要であり、基準年次推計においてそのためのベンチマークが得られている必要がある。

#### 【具体的な対応】

- 内閣府は、制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計のベンチマークとなる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表（固定資本マトリックス）など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する（平成22年基準改定時における導入を目指す）。

### ➤ 基本価格による産業連関表（基本表）、国民経済計算の推計

#### 【基本的な考え方】

- 現行の産業連関表（基本表）は消費税を含むグロス表示となっており、日本のGDP推計値は市場価格（market price）及び要素費用（factor cost）での表示を行っている。国際比較のためには、SNAにおいて勧告されている基本価格（basic price）による推計への対応が必要である。

#### 【具体的な対応】

- 国民経済計算及び産業連関表（基本表）作成府省は、間接税・補助金に関する基礎データ、各種一次統計における間接税取り扱いの再検討とともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成に向けた検討を実施する（平成

22年表より)。

➤ 経済センサスにおける中間投入構造の把握

【基本的な考え方】

- 産業連関表（基本表）の精度は、中間投入構造を調査する各種の投入調査（承認統計調査）に大きく依存している。しかしこれらの投入調査は標本数も少ないうえに、回収率の長期的な低下によって、現行の産業連関表作表のためのアクティビティ別把握を目的とした基礎統計としてはきわめて脆弱であるとの批判がされて久しい。

【具体的な対応】

- 「経済センサス-活動調査」の調査票に中間投入に関する調査事項を可能な限り織り込む方向で検討し、産業・商品（生産物）分類体系—経済センサス—産業連関表体系（SUT/IOT）といった連携のもとでのベンチマーク年の産業連関表作表において精度向上を行う。その際、記入者負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。

（3）国民経済計算の年次推計に関する諸課題

➤ 三面アプローチによる GDP 推計とその調整フレームワーク

【基本的な考え方】

- 現在 GDP の年次推計は、支出と生産の二面アプローチで行われており、所得アプローチは行われていない。しかし、二面アプローチと言っても、使用表の中間投入構造を持っておらず、支出面と生産面の乖離を単に統計上の不突合とただけであるため、支出面のみアプローチと変わるところはない。異なるアプローチによる推計によって、GDP 統計における精度向上や問題発見的な役割が期待される。

【具体的な対応】

- 内閣府は、年次使用・供給表／産業連関表（SUT/IOT）のもとで、支出と生産の二面アプローチによる測定値の調整・検討を行うことができるよう、そのフレームワークを構築する（平成 22 年基準改定までにおける導入）。
- 内閣府は、制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得アプローチによる GDP を開発し、三面アプローチによる精度検証を行う（平成 22 年基準改定における導入を目指す）。

➤ 年次産業連関表の整合性確保

【基本的な考え方】

- 年次産業連関表としてはほかに経済産業省が作成する延長表があり、相互に同じ概念による共通項目部分では整合性が確保されるべきである。また長期的には、一つの国で複数の公式年次産業連関表を作成し続ける姿は解消される必要がある。

### 【具体的な対応】

- 内閣府及び経済産業省は、産業・商品（生産物）分類における統合、国内生産額や最終需要など共通項目部分に関して、測定方法や基礎統計の差異を検討した上で、整合性の確保を行う（平成 22 年基準改定までに段階的検討を実施）。
- 内閣府及び経済産業省は、年次産業連関表として更なる整合性確保に向けた検討を継続し、平成 22 年基準改定以降もインテグレーションに向けた検討を実施。

## ➤ コモ法の構造的課題

### 【基本的な考え方】

- 支出アプローチによる GDP 推計は、現在コモディティ・フロー法（以下「コモ法」という。）によっているが、その基本的な構造は 30 年前から変わらないままであり、基礎統計における課題を含め見直しが必要である。

### 【具体的な対応】

- 内閣府は、コモ法における構造の見直しと必要な基礎統計整備のための検討を行い、平成 17 年基準改定時から段階的な改善を行う。コモ法改善における具体的な検討課題としては、以下のようなものがある（平成 17 年基準改定時より段階的に導入し、平成 22 年基準改定時までには実施）。
- コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法（需要サイド）と物的推計法（供給サイド）を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図ることとする。
- コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要は最早見出されないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。

## ➤ 基礎統計整備に向けた検討

### 【基本的な考え方】

- 年次推計の精度向上に必要な基礎統計整備のあり方については、引き続き統計委員会における体系的な審議の下、関係部局間の緊密な連携により検討が進められる必要がある。

### 【具体的な対応】

- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、月次の「サービス産業動向調査」では捉えき

れない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための統計整備、個人企業の活動把握などに資する統計の整備、企業統計を事業所ベースに変換するコンバーターのあり方、公式な労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などにつき、具体的な結論を得る（平成17年基準改定まで）。

➤ 価格体系についての検討

【基本的な考え方】

- 企業物価指数については、生産者価格ではない卸売段階の価格が混在しているとされるが、コモ法における「基本単位デフレーター」をはじめとして、我が国ではほとんどの場合生産者価格として扱われているのが現状。このため、価格統計体系としての整合性チェックといった検討を常に行う必要がある。

【具体的な対応】

- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格（生産者価格・基本価格・購入者価格等）の概念と、利用する価格指数のそれについて整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する（平成21年度より）。

(4) 国民経済計算の四半期推計（QE）に関する諸課題

QE については、①数字の振れやノイズが大きく、月次の各種景気指標等から醸成される景況感と乖離した動きをすることが少なくない、②1次QEから2次QEにかけての改訂幅や、QEの積み上げによる年次計数と確報との乖離が大きい、といった問題点が指摘されている。以下では、QEの改善の方向性について、①1年以内程度で検討可能な主として推計方法に関する課題と、②数年間を要するとみられる、QE推計に用いる基礎統計の改善などの課題、に分けて整理する。

◎主として推計方法に関する課題（主に1年以内の短期的取り組みを展望）

➤ リビジョン・スタディの必要性

【基本的な考え方】

- 2次QE、確報への改訂が、基礎統計の改訂や新たに判明した基礎統計等を反映したものである限り、その大きさ自体を問題視すべきではない。一方で、基礎統計の誤差が大きいことや、各段階での推計法が異なるために振れや改訂幅が大きくなっている可能性も高いので、こうした点については、改善していくことが望ましい。

【具体的な対応】

- 内閣府は、GDP統計の改訂要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョン・

スタディ」を早急に実施して、「改訂幅」の大きさの評価やその原因究明を図る（平成 21 年度中）。

➤ 季節調整・四半期パターンの問題

【基本的な考え方】

- 現在、QE 公表時には、毎回、季節調整をかけ直しているが、それが QE の動きに振れをもたらしている可能性がある。QE に季節調整をかける方法としては、過去の QE で行っていた方法でもある、季節調整をかけ直すのは年に一回として、それ以外では延長季節指数を用いる方法も考えられる。
- QE を集計する前の基礎統計段階で季節調整をかける方が、数値の振れが小さくなる可能性がある。基礎統計段階で季節調整をかける場合には、「基礎統計の細かい分類で季節パターンを分析することで、改善が図れる」といった見方がある一方、「過度の細分化がかえって季節調整の精度を落とす懸念」や「基礎統計作成部署の作業体制が十分ではない」といった問題点もある。
- QE と確報の乖離には、年次ベースの計数を四半期に分割する手法に関する問題が影響している可能性がある。

【具体的な対応】

- 季節調整・四半期パターンについては、それぞれの手法にメリット・デメリットがある。内閣府は、関係府省等の協力を得て、1~2 年程度かけて結論を得る（平成 22 年度末までを目途）。

➤ 基礎統計のノイズ処理

【基本的な考え方】

- QE 推計に用いる基礎統計（「家計調査」、「法人企業統計季報」等）には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが QE の振れをもたらしている一因とみられる。基礎統計の整備は、後述するように、基本的には中期的に取り組むべき課題であるが、GDP 統計作成側として、以下のような 1 年程度で実現可能な対応もある。すなわち、①継続標本に関する変化率情報を利用する、②「家計消費状況調査」等の関連統計を利用する、③純粹に統計的な手法によって基礎統計の振れを平滑化すること等が考えられる。

【具体的な対応】

- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、これらを検討し、可能なものから実施する（検討は平成 21 年度中）。

➤ QE 推計に用いる基礎統計の選択

【基本的な考え方】

- 基礎統計の整備状況等により、QE 推計に用いる最適な基礎統計の選択は変化する

可能性がある。

#### 【具体的な対応】

- 内閣府は、上述のノイズ処理方法の検討等を踏まえ、QE 推計に利用する基礎統計の最適な選択（需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む）について検討する（平成 21 年度中）。
- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、長期的な取り組みとして、QE と確報の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①QE と確報に用いる基礎統計間の関係の整理（例：工業統計と経済産業省生産動態統計の乖離縮小）、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録の活用等の課題について検討する。

#### ➤ 生産動態統計の高度利用

##### 【基本的な考え方】

- 財の生産に関しては、QE と GDP 確報の乖離の大きな要因となっている「生産動態統計」と「工業統計表」を用いた場合の推計結果の乖離を縮小する必要がある。

##### 【具体的な対応】

- 内閣府は、QE 推計で用いている「生産動態統計」の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、「生産動態統計」と「工業統計」をリンケージした、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う（平成 21 年度末まで）。

#### ➤ QE 推計における FISIM 導入

##### 【基本的な考え方】

- 前記「推計枠組み」に記載のとおり、JSNA への FISIM の導入は、国際標準との整合性を確保するうえで重要な課題である。しかし一方で、FISIM の推計フレームワークによっては、市場金利の変動によってもたらされる推計値の変動は四半期ベースではかなり大きくなることも想定される。景気実態の重要指標でもある QE の場合、そのような懸念に対してはとくに慎重な検討が必要である。

##### 【具体的な対応】

- FISIM の本系列への移行のための精度検証においては、名目および実質での四半期推計値の変動やそれによる影響を精査しながら、参照利子率の設定など推計フレームワークに対する十分な検討が必要である。その結果いかんによっては、本系列への移行後においても、四半期 GDP 推計値における FISIM 導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、ユーザーに対する十分な説明が求められる。

#### ➤ GDP 統計の透明性向上、利便性改善

##### 【基本的な考え方】

- QE の振れが批判される理由の一つに、市場参加者等の事前予測値と QE が大きく異なる場合が多いことが挙げられる。情報の一層の開示による透明性の向上で、こうした批判を減らすことが期待される。

**【具体的な対応】**

- 内閣府の対応としては、QE 推計手法に関して、市場参加者等が再生できるような、仮置値の置き方やその計数、計数修正の際の詳細な理由等に関して詳細な情報提供を行うこと、等が考えられる。
- 内閣府は、①QE で提供される情報の充実（分配面の情報の充実等）、②長期時系列計数の提供等、GDP 統計に対する利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。

➤ 基礎統計の公表早期化

**【基本的な考え方】**

- 現在、1 次 QE を推計する際には、「国際収支統計」の四半期最終月の計数が利用できていないことが、1 次 QE と 2 次 QE との間の断層の一因となっている。

**【具体的な対応】**

- 財務省および日本銀行は、「国際収支統計」の公表の早期化を検討すべきである。
- 内閣府は、上記の検討結果を踏まえ、1 次 QE と 2 次 QE の改訂幅の縮小するため国際収支統計の計数を活用することを検討する（平成 21 年度末までを目的）。

**◎基礎統計の整備に関する課題（主に、2～5 年程度の中期的取り組みを展望）**

➤ 消費関連の基礎統計

**【基本的な考え方】**

- QE の個人消費は、推計に用いる「家計調査」の標本数の少なさ等を背景に、振れが大きく、かつ月次の販売統計等の各種消費関連指標と必ずしも動きが一致していない。

**【具体的な対応】**

- 「家計調査」の標本数を拡大することは、リソースの制約や報告者負担を考えると、現実的ではない。こうした状況下では、総務省は、内閣府等と協力し、QE の精度向上に資するよう「家計消費状況調査」の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討すべきである（平成 25 年度末までを目的）。

➤ 設備投資関連の基礎統計

**【基本的な考え方】**

- 「法人企業統計季報」の標本入れ替えに伴う「振れ」や不規則変動が QE の設備投資に問題を生じさせているとみられる。特に、資本金 1000 万円～2000 万円の企業

では、90年の商法改正を受けて96年以降に急遽資本金を増強した零細企業と比較的規模が大きい中小企業が混在しており、「振れ」を強める原因となっている可能性がある。

**【具体的な対応】**

- 財務省は、「法人季報」の資本金1000万～2000万円の標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する（平成25年度末までを目途）。

➤ 公的需要関連の基礎統計

**【基本的な考え方】**

- 財政を発生ベースで捉える月次、四半期統計が明らかに大幅に不足している。公共投資及び政府最終消費の中の雇用者報酬の推計に関する基礎統計の整備が喫緊の課題である。

**【具体的な対応】**

- 関係府省は、公共事業予算の執行状況に関する統計について、中央政府だけでなく地方分も含めた整備を検討する（平成25年度末までを目途）。
- 「政府最終消費」の中の「雇用者報酬」を推計するために、四半期ベースの公務員数、賃金の情報が必要である。中央政府分については、内閣府は、関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用により把握することが出来ないかを検討する（平成25年度末までを目途）。地方政府分については、総務省が四半期ベースで標本調査を実施することを検討する（平成25年度末までを目途）。

➤ サービス関連統計

**【基本的な考え方】**

- 本年7月から開始される「サービス産業動向調査」によって、これまで業界統計等の代替指標やトレンドで推計していた分野の多くで推計が改善される見込みにある。しかしながら、生産面のGDP推計を展望した場合に、中間投入を把握する調査が不足している、との指摘がある。

**【具体的な対応】**

- 内閣府は、生産面からのQE推計を検討するとともに、当面は、QE推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、「サービス産業動向調査」を中心として検討する（平成22年以降、順次）。

➤ 分配サイドの基礎統計

**【基本的な考え方】**

- 雇用者報酬の推計において、「毎月勤労統計調査」、「労働力調査」の標準誤差が大きい。また、退職金の推計に利用する基礎統計を改善する必要がある。
- QEにおいて、雇用者報酬以外の分配項目（家計の可処分所得等）も推計・公表す

べきである。

**【具体的な対応】**

- 「毎月勤労統計調査」の5～29人事業所の標本が、1月と7月に1/3ずつ入れ替えられ、ギャップ修正を行っていないことから、所定内給与等に断層がみられることがある。厚生労働省は、標本替えを工夫することで、こうした断層をなくすための取り組みを検討し、結論を得る（平成25年度末まで）。
- QEにおける退職金の推計に用いている、「毎月勤労統計調査」の離職率には、事業所間の異動も含まれている。厚生労働省は、「毎月勤労統計調査」の離職事由を「解雇、退職」、「転勤等」に分離すること等により、企業を退職した人の比率を把握する工夫を検討し、結論を得る（平成25年度末まで）。また、「毎月勤労統計調査」で退職金を調査することを検討する（平成25年度末まで）。
- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からのQE推計を行うことを検討する（平成25年度末まで）。例えば、利子・配当所得を源泉所得税から推計する方法、社会保険料負担、同給付額を行政記録情報を用いて算出する方法等、が考えられる。

（中略）

#### 4. 経済社会の変化等に対応した統計の重点的な整備

（中略）

##### （2）新たに整備することが必要な統計分野

（中略）

##### ◎観光に関する統計の整備

（中略）

##### ➤ 観光サテライト勘定（TSA）の充実

###### **【基本的な考え方】**

- 国内経済における観光の重要性を評価するためには、国際比較が可能となるような形で観光統計をまとめることが望ましい。93SNAにおいて観光サテライト勘定（TSA）の考え方が導入され、主要国では既にその推計や試算が行われている。

###### **【具体的な対応】**

- 国土交通省は、内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定（TSA）の整備について検討を進めるとともに、平成 22 年度までに、観光サテライト勘定（TSA）の本格的な作成及び公表を行う。

（中略）

#### （４）国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握

##### ◎財政統計の整備

政府の会計は、年度単位で賦与された歳出権限が適正に執行されていることを確認する目的を持つものであり、四半期あるいは月次単位で状況を把握する観点はないに等しい。しかしながら、経済活動の動態について民間・公的部門を横断的に捉える統計情報は、経済政策及び民間活動の意思決定に対して、非常に重要な価値を持つものであり、政府部門はこのことに関する認識を深める必要がある。

現状においては、財政分野の統計の多くは年度データであるため、より短い周期のデータに対するニーズ（国民経済計算・四半期別 GDP 速報（QE）等）に十分に答えられていない。また、公表時期の早期化に加え、IMF や OECD 等国际機関からは国際的な比較可能性を有する財政統計の作成・整備が要請されている。

また、財政統計の整備を進めるに当たって、政府部門は調査客体としての自らの責務を認識する必要がある、ニーズのある統計調査等に対して適切に回答することが重要である。さらに、政府部門において、現在、会計情報の現金主義から発生主義への公会計改革が進展しているところであるが、加工統計作成部局を重要なユーザーのひとつと位置付け、政府財政統計と国民経済計算との関係に関心を持つことが望まれる。

##### ➤ 政府諸機関分類の国際基準との調和

###### 【基本的な考え方】

- 国民経済計算での公的部門と民間部門との分類は、国際基準との乖離があり、調和を図る必要がある。また、産業連関表（基本表）との間にも差異があるが、これも調和を図っていくことが望ましい。

###### 【具体的な対応】

- 国民経済計算での格付けの見直しは他統計にも影響を与えるので、優先順位の高い課題である。内閣府及び産業連関表（基本表）作成府省は、公的部門の分類について、総務省をはじめとする関係府省等の協力を得て、93SNA の改定で示された判断基準に即して分類・格付けを見直すとともに、統一化を図る（平成 17 年基準改定、平成 22 年表作成時）。

➤ 政府財政統計（GFS）の整備

【基本的な考え方】

- 財政分野の加工統計として代表的なものは、IMF が国際基準を策定し、各国の統計を集計している、政府財政統計（GFS : Government Finance Statistics）である。その主たる利点は、経済と財政を整合的に捉えることが可能、また国際比較が可能なことであり、経済財政運営の重要な指標として利用されるべきものである。しかしながら日本は調査票に十分に回答していないため、未回答となっている項目が多い。
- GFS は 2001 年のマニュアルの改訂により、SNA との調和が進展しており、GFS 整備の課題は SNA 整備の課題とも重なる。

【具体的な対応】

- こうした状況を改善するため、内閣府は、総務省をはじめ関係府省等の協力を得て、主要項目について推計・公表するように取り組む（平成 17 年基準改定時を目標）。
- 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は他制度部門にも共通する課題であり、内閣府は、関係府省等の協力を得つつ、これらの課題に取り組むとともに、推計方法等を検討し、推計・公表することについて結論を得る（平成 25 年度までを目標）。

➤ 政府支出の機能別 2 桁分類（COFOG）の整備

【基本的な考え方】

- COFOG（Classification Of Functions Of Government）は現在、10 項目の 1 桁分類を表章しているが、OECD がより詳細な 2 桁分類のデータの収集を図っている。この統計が整備されれば、わが国の政府支出をより詳細な分類で国際比較することが可能になり、政策立案に大いに寄与することが期待される。

【具体的な対応】

- 内閣府は、総務省をはじめ関係府省等の協力を得て、中央政府の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータを当該 2 桁分類に分類し、地方政府の項目については、「地方財政状況調査」（総務省）の分類と対応が取れる項目の整備や、対応がとれない項目の推計方法について検討し、COFOG の 2 桁分類による政府支出推計を行う（平成 17 年基準改定時を目標）。

（中略）

◎ストック統計の整備

## ➤ スtock統計のフレームワークの再設計

### 【基本的考え方】

- 現行のStock統計（「国民貸借対照表」（内閣府）や「民間企業資本Stock」（同）の非金融資産の固定資産）は、集計項目が大まかでありユーザーのニーズに十分に応えられていないことや、昭和45年の国富調査に依存している各種係数ではもはや実証的な基盤が脆弱になっていることなど、課題が指摘されて久しい。国際的には、資本の能力と価値の概念的分離、両者の関係性描写など資本Stockに関する理論的整理が行われ、従来の粗概念はその役割を見出しがたくなっている。こうしたことから、Stock推計のフレームワークの抜本的な再設計とその構築が不可欠である。

### 【具体的な対応】

- 内閣府は、Stock推計方法として国際的に標準となっている恒久棚卸法（PIM）によってフロー量（投資）と統合的なStock量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本Stockマトリックス」、及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと統合的に固定資本減耗の改定も行う（平成17年基準改定時に導入を目指す）。
- 内閣府は、その後も、固定資本Stockマトリックスの更なる精度向上に努めるとともに、93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する（平成22年基準改定時）。
- 物的Stock調査としては、「住宅・土地統計調査」（総務省）や「法人土地基本調査・法人建物調査」（国土交通省）があり、土地及び法人所有の建物については金額評価の推計が行われている。その物的アプローチとPIMは代替物ではなく補完的である。内閣府と関係府省は、方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両アプローチによる推計値の相互の精度検証を行う（平成22年基準改定時）。

## ➤ Stock統計のための基礎統計整備

### 【基本的考え方】

- 現行では、設備投資の資産別構造や資産取得主体など十分に把握されておらず、また資産別耐用年数など昭和45年の国富調査から固定している係数もあり、基礎統計の整備が喫緊の課題である。

### 【具体的な対応】

- 内閣府は、固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、「民間企業投資・除却調査」（うち投資調査）において資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う（平成17年基準改定時）。
- 内閣府は、生産的資本Stock及び純資本Stockを測定するためには、資産別経

齡プロフィール（経齡的な効率性及び価格変化の分布）をとらえる必要があり、「民間企業投資・除却調査」（うち除却調査）の調査結果の蓄積とともに、行政記録情報や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する（平成17年基準改定時）。

- 内閣府は、関係府省等の協力を得て、より体系的な設備投資の構造を把握する調査のあり方につき、結論を得る。検討されるべき課題は次のようなものである（平成22年基準改定時）。
- 「国富調査」による既取得資産の（取得年別）設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。
- 現行では企業ベースの統計に依存して設備投資の産業格付けが行われていることが多いが、企業－事業所変換、あるいはより直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法を検討する。

（略）